

31 那都 743 号
令和元年 8 月 5 日

那珂川市都市計画審議会
会長 包清 博之 様

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、下記の通り付議します。

記

【付議事項】

福岡広域都市計画地区計画の決定（那珂川市決定）について
（山田地区地区計画の都市計画決定）

【付議の理由】

山田地区において、不良な街区の形成を防止しつつ、沿道利便施設及び医療・福祉施設を誘導するとともにバス乗継拠点を整備することを目的として、地区計画を都市計画決定することについて、審議会の議決を得るため。

那珂川市長 武末 茂喜

